

26 予予第 4 2 2 号  
平成 26 年 8 月 5 日

部 長 等  
各 殿  
消 防 署 長

予 防 部 長

パイプシャフトに設置する燃料電池発電設備の取扱いについて（通知）

このことについて、昨今のエネルギーを巡る情勢の変化により、火災予防条例（昭和 37 年東京都条例第 65 号）第 8 条の 3 の燃料電池発電設備を含む排熱利用設備で構成されたコ・ジェネレーションシステムの家庭へのより一層の普及が見込まれています。

今般、一般財団法人日本ガス機器検査協会が事務局となり、関係業界の代表により構成された「ガス機器設置基準調査委員会」において、一定の要件を満たした燃料電池発電設備は、搭載された安全装置等により給湯湯沸設備と同一条件で別図のとおりパイプシャフト内に設置できることとされ、「ガス機器の設置基準及び実務指針」が改訂されました。

これを受け、当庁においても同様の取扱いとし、当面の間、東京消防庁火災予防規程事務処理要綱（平成 3 年 8 月 1 日予予第 778 号予防部長依命通達）第 13 に規定する予防事務審査・検査基準第 3 章、第 2 節、第 12 燃料電池発電設備に加え別記のとおり運用することとしたので、執務上誤りのないよう配意願います。

なお、書籍「ガス機器の設置基準及び実務指針（第 8 版）」の送付について（平成 26 年 2 月 26 日予予第 1316 号予防課長通知）、5、(2)は、当該通知の内容となります。

問合せ先

〔 火気電気係 五十嵐 辻岡 〕  
消 電 9-501-4782 4787

分類記号 F 0 0 0 0 1